

船舶事故調査報告書

令和7年8月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年9月8日 06時58分頃
発生場所	静岡県浜松市天竜川河口南西方沖 掛塚灯台から真方位 236° 2.3海里付近 (概位 北緯 $34^{\circ} 37.6'$ 東経 $137^{\circ} 45.8'$)
事故の概要	プレジャーボート KYOWA ^{キヨウワ} は、右転中、また、プレジャーボート HIDE ^{ヒデ} 丸は、船首を南東方に向けた漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和6年9月20日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A プレジャーボート KYOWA、5トン未満（長さ 6.66m） 242-23127 静岡、個人所有</p> <p>B プレジャーボート HIDE丸、5トン未満（長さ 6.27m） 242-13785 愛知、個人所有</p>
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型・特殊・特定</p> <p>B 船長B、二級小型・特殊・特定</p>
負傷者	なし
損傷	<p>A 船首部外板に擦過傷</p> <p>B 船外機カバーに破損等</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.0m、潮汐 上げ潮の末期</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、天竜川河口南西方沖の釣り場で船首を北西方に向けて漂泊して、船長Aが釣りを行った後、北方にある釣り場に移動することにした。</p> <p>船長Aは、船体中央部右舷側の舵輪の前に立ち、A船の左舷方にいた2隻の他船に注意を向けながら、右舵を取って移動を開始したところ、船首方至近にB船を認め、左舵一杯を取ったが、A船の船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、3人を同乗させ、釣り場に到着した後、船首が南東方に向いた状態で主機を中立とし、船長Bは漂泊して釣りの準備を開始することにした。</p> <p>船長Bは右舷船尾部で、同乗者3人は左舷船首部、右舷船首部及び左舷船尾部で、それぞれ釣りの準備をしていたところ、船長Bが、右舷方10m付近にB船に向かって接近するA船を認め、A船に対して大声を上げたものの、B船とA船とが衝突した。</p> <p>（図1 参照）</p>

	<p>図 1 衝突の状況（概要）</p>
	<p>船長A及び船長Bは、衝突後、互いに負傷者がいないこと及び船体の損傷状況を確認した後、船長Bが本事故の発生を118番通報し、A船及びB船は自力で帰港した。</p>
分析	<p>A船は、右転中、船長Aが、A船の左舷方にいた2隻の他船に注意を向けたまま、右舷方の見張りを適切に行っていなかったことから、漂泊中のB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、B船が漂泊を開始したことに気付いていなかったことから、右舷方には他船はいないと思い、右舷方の見張りを適切に行わなかっただものと考えられる。</p> <p>B船は、釣り場に到着して漂泊中、船長Bが、釣りの準備に意識を集中して周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、右舷方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が右転中、B船が船首を南東方に向けて漂泊中、船長Aが、A船の左舷方にいた2隻の他船に注意を向けたまま、右舷方の見張りを適切に行っていなかったため、漂泊中のB船に気付くのが遅れ、また、船長Bが、釣りの準備に意識を集中して周囲の見張りを適切に行っていなかったため、右舷方から接近するA船に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行中、特定の方向のみに注意を向けることなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・船長は、漂泊中、作業等に意識を向け過ぎず、自船に接近する他船を把握できるよう、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。